



第1問 答案用紙<2>
(監査論)

問題 3

問 1

経営者は企業内の部統制の適切に整備・運用が責任を負っており、企業内の部統制に關して詳細に知り得てゐる。非統制取引とはITシステム上の重要存在の表示が企業内の部統制に關して防止又は抑制に役立、あるいはその取引が非統制取引を決定する際、ITシステム上の部統制の整備・運用責任を負うべき経営者に關する取引がITシステム上の取引に關して行はれる。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：企業はITを利用した業務を行うことにより、取引に關連する文書がITシステム外の作成・保存工数に増加し、あるいは、業務手続に於けるITの適切な監査証拠を入手できないリスクに直面する。内部統制の運用が手続を立案し実施し得なければならぬ。

その理由：監査人は意見表明のために、監査取引の信頼性の低く抑止すべき取引が行はれないことを識別・評価に重要存在の表示取引に關して、監査取引を決定する。監査取引に關する取引のリスクを抑制する取引。取引を抑制する取引と監査手続に於ける取引。監査人が監査手続を行う際に発生する状況に於ける場合、ITを用いた取引と監査証拠の提供が得られない。また、企業はITを利用した業務を行うことにより、監査人に取引の適切な証拠を入手できない状況に於ける。ITを用いた取引と監査証拠の提供が得られない。

評	点



素点 11.5
偏差値 49.90

第2問 答案用紙<1>
(監査論)

問題 1

【仮定1】S社とP社のP社グループの他部門及び他の拠点における類似の行為の有無について、証拠が入手できなかった状況。

【結論の種類】 結論不表明

【根拠】当該状況は、結論表明の基礎となるための適切な証拠が入手できず、かつ未発見の存在を示唆する十分な理由が得られず、監査人は、この可能性の存在が重要な影響を及ぼすとは判断できない。

【仮定2】S社とP社のP社グループの他部門及び他の拠点における類似の行為の有無について、監査人は、証拠が入手できなかった状況。

【結論の種類】 結論は、関与を除く事項については限定的結論

【根拠】当該状況は、監査人が適切な適切な証拠が入手できなかった結果、虚偽表示の関与の有無を判断するに十分な理由が得られず、監査人は、この可能性の存在が重要な影響を及ぼすとは判断できない。

問題 2

問 1

S社はP社の海外連結子会社であるY.Pの関連当事者であり、また関連当事者としての不正取引の監査人は認識している。また関連当事者の取引（特に重要な虚偽表示リスク）を示唆する証拠が得られず、関連当事者の取引に関する行為の有無について、監査人は、この可能性の存在が重要な影響を及ぼすとは判断できない。



第2問 答案用紙<2>
(監査論)

問2

D社の第三者委員会とは会計上の監査以外の内部取引の専門知識を有する組織であり、その調査対象として利用する場合には専門家の業務の利用に該当する。監査人は専門家の業務を利用する場合には事前評価として監査人の目的に照らし当該業務の独立性を評価する必要がある。また、監査人は表明に因り責任の監査人Xが専任に責任を負う。責任の一部は専門家にあり、説明責任はCFEに無関係な監査人Bが負う。また、監査人の専門家の業務を利用CFEとして記載することは認められる。除外事項は表明に該当しない。除外事項は表明に因り責任の一部は専門家の業務を利用し記載するが、当該記載は監査人の責任を軽減するに該当し記載する。

問3

【記載区分】 「その他事項」に記す

【記載事項】 S社の不正行為の調査にあり、E社A社の業務過程のレビューにS社のCFEが業務過程の見直しを請うるに正当化してE社に居るがA社の士が担当してE社の士は、財務諸表に表示しない明示と未表示の事項について財務諸表利用者の理解に因りてE社に説明する必要ありと判断して事項。